

高槻市自転車安全利用条例



平成 27 年 10 月 1 日 施行



歩行者・自転車利用者・クルマのドライバーなど、誰もが安全・快適に通行できる環境づくりのため、本市では、「高槻市自転車安全利用条例」を制定し、平成 27 年 10 月 1 日より施行しています。

1 条例制定の背景・経過

本市は、全国的にも自転車利用者が多く、全交通事故件数に占める自転車関連事故件数の割合が高いまちです。また、他市においては、重大事故を引き起こした自転車利用者が高額な賠償などを命じられる事例も発生しています。

そこで、平成 26 年度に自転車利用環境の向上に向け、附属機関である「高槻市自転車利用環境検討委員会」を設置し、検討・審議・パブリックコメントを経て、平成 27 年 3 月に条例を制定し、同年 10 月 1 日に施行しました。

2 条例の概要

本市条例は全 17 条で構成され、各条文の主な内容は次のとおりです。

1 市等の責務

(1) 市 (3 条関係)

市民等と連携を図り、自転車の安全な利用に関する施策を策定し実施するとともに、自転車の安全な利用に関する教育、啓発、情報提供等を行う。

- (2) 市民 (4 条関係)
- (3) 自転車利用者 (5 条関係)
- (4) 自動車等の運転者 (6 条関係)
- (5) 事業者 (7 条関係)
- (6) 自転車小売業者等 (8 条関係)
- (7) 保護者 (9 条関係)
- (8) 学校の長 (10 条関係)

市民、自転車利用者、自動車等の運転者、事業者、自転車小売業者等、保護者及び学校長においても、理解と関心を深めるなど自転車の安全な利用に努める。

2 計画の策定 (11 条関係)

市長は、自転車の安全な利用に関する施策を推進するための計画の策定等を行う。

3 左側通行 (12 条関係)

自転車利用者は、自転車が歩道を通行することが認められる場合において、歩道を通行するときは、車道の左側にある歩道を自動車等の進行方向と同方向に通行するよう努める。

4 ヘルメットの着用 (13 条関係)

自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努める。

5 保険等の加入 (14 条関係)

自転車利用者は、自転車事故により他人に与えた損害を補償する保険又は共済（大阪府自転車条例第 12 条第 1 項に規定する自転車損害賠償保険等を除く。）に加入するよう努める。

6 指導 (15 条関係)

市長は、危険な運転をする自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する指導を行うことができる。

7 自転車安全利用の日 (16 条関係)

市長は、市民等の理解と関心を深めるため、自転車安全利用の日を設け、自転車の安全な利用に関する取組を行う。



3 条例のポイント

自転車は道路交通法上、「車両（軽車両）」と定義されています。そのため、乗り方次第では危険な乗り物になってしまいます。そこで、本市条例では、自転車利用者に「車両」を運転しているという意識を持ってもらうための、3つのポイントを定めています。

条例の
ポイント

1

乗車用ヘルメットを着用しましょう！

本市条例では、全ての年齢層で

ヘルメットの着用を努めるものとしています。

自転車事故は全年齢で発生しています。また、自転車死亡事故での損傷部位は頭部が約60%を占めています。年齢に関わりなくヘルメットで頭部を保護することは重要です。

子どもだけでなく、
大人もヘルメットの
着用を！



条例の
ポイント

2

保険に加入しましょう！

不測の事態に備え保険に加入しましょう。

「大阪府自転車条例」では、自転車利用者及び保護者は、自転車の利用に係る交通事故（人身事故）により他人に与えた損害の賠償を補償する保険又は共済に加入することが義務付けられています。また、本市条例では、物損事故に対する保険等に加入するよう努めるものとしています。大人だけではなく、子どもが加害者になる事例も増えています。



事例

賠償命令 **9,521万円**

男子小学生(11歳)が夜間に
女性歩行者(62歳)と正面衝突。
(平成25年、神戸地裁)

条例の
ポイント

3

自転車とクルマの流れを統一！

自転車は、原則は車道、歩道では車道寄りをクルマと同じ方向へ通行。

道路交通法上、自転車は原則として車道を通行しなければなりません。例外的に歩道を通行することができる場合でも、歩道の車道寄りをゆっくりと徐行する必要があります。

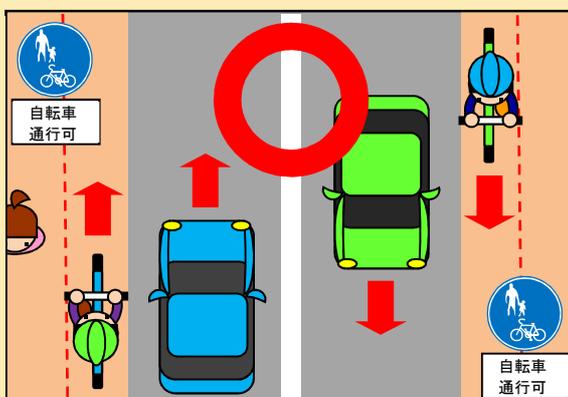
本市条例では、歩行者・自転車利用者双方の安全を図るため、クルマの進行方向の左側にある歩道を、クルマと同じ方向へ通行するよう努めることを定めています。(図1参照)

自転車とクルマの流れを統一することで、下記のケースによる危険を回避できます。

- その1 : 幅員の狭い歩道上で、左側通行及び右側通行(逆走)の自転車がすれ違うとき、右側通行(逆走)の自転車が道を譲って車道に降りてしまうと、「車道の逆走」となってしまう危険がある。
- その2 : その1の状況でクルマが走ってきた場合は急な飛び出しとなり、衝突する危険がある。
- その3 : 歩道を右側通行(逆走)すると、交差点で建物などの死角に入りやすく、交差点に進入しようとするクルマのドライバーから発見されにくくなるため、出会い頭事故の危険性が高まる。(図2参照)

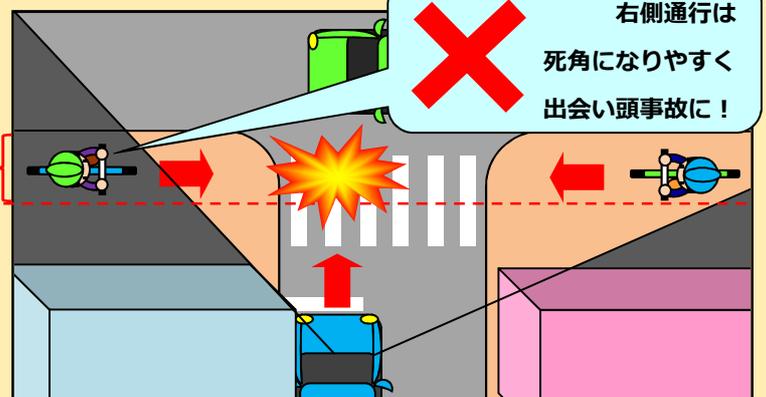
<図1>クルマと同じ方向を通行

<図2>右側通行(逆走)と左側通行(クルマと同じ方向)の比較



歩道を通行する場合は、自転車は
歩道の中央から車道寄りを通行

から
自転車
は歩道
の中央
から車道
寄り
を通行



右側通行は
死角になりやすく
出会い頭事故に！

毎月15日は「自転車安全利用の日」！

原則として毎月15日を「自転車安全利用の日」と定め、街頭指導やイベントなど、様々な取組を行います。

<編集発行> 高槻市都市創造部管理課 (TEL: 072-674-7592)